

# 建設工事検査要領等

## 目 次

1. 大阪府総務部契約局建設工事検査要領	
2. 大阪府総務部契約局建設工事検査の技術的基準	
3. 大阪府総務部契約局建設工事成績評定要領	
上記の1. 2. 3. については下記リンクを参照のこと	
<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-youkou.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-youkou.html</a>	
4. 大阪府都市整備部請負工事検査基準・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5. 請負工事検査の指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
機械電気設備検査基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

## 4. 大阪府都市整備部請負工事検査基準

### (目的)

第1条 この基準は、「地方自治法第234条の2第1項」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、都市整備部が所掌する工事のうち都市整備部検査権限工事（契約金額が250万円以下の工事）の検査に必要な事項を定め、検査を適切に実施することにより、適正かつ効率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上を図ることを目的とする。

### (検査の内容)

第2条 検査は、設計図書に定める、工事目的物の出来形、出来ばえ、品質及び工事の実施状況について、別に定める「請負工事検査の指針」（以下検査指針という。）に基づき適否の判断を行なうものとする。

### (検査職員)

第3条 工事の検査は、契約担当者及び契約担当者が指定する検査職員（以下「検査職員」という。）が行なうものとする。

2 検査職員の検査は、契約の適正な履行を確保するため、工事とその工事に関する設計図書の内容に適合しているかどうかについて確認するものとする。

### (検査の実施)

第4条 検査職員は、監督員からあらかじめ請負者に検査を実施する旨通知させるとともに、請負者立会いのもとに検査を行なうものとする。

2 契約担当者は、請負者の工事完成届を受理した日から14日以内に、検査職員に完成検査を行なわせるものとする。

3 検査職員は、第2項の検査の外、既済部分の出来形検査、検査指針に基づく中間検査を行なうとともに、工事途中において必要があると認めた時は、出来形・品質・施工管理状況等について検査を行なうものとする。

4 検査には、当該工事の監督員及び副監督員が立ち会うものとし、検査職員は、監督員等に工事に関する説明を求めることができるものとする。

### (検査の復命)

第5条 検査職員は、工事の完成検査及び前条第3項の既済部分の出来形検査で請負者から工事請負代金の部分払いの請求があった工事の検査を合格としたときは、速やかに検査調書を契約担当者に提出しなければならない。

(手直しの指示)

第6条 検査職員は、検査の結果手直しが必要と認めるときは、手直し通知書により契約担当者に手直しを指示するものとし、手直し工事が適切に完成したことを確認した後に、前条の検査調書を提出するものとする。

- 2 手直し指示を行なった場合は、手直し工事の完成の確認を行なった日を工事完成の日とみなし、第4条第2項の規定を適用する。

(工事成績の評定)

第7条 本基準を適用して検査を行った工事成績評定は行なわないものとする。

附則

- 1 この基準は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成17年4月1日から施行する。
- 3 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

## 5. 請負工事検査の指針

### (目的)

第1 この指針は、大阪府都市整備部の所掌する請負工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図り、もって工事の適正かつ能率的な施工の確保及び工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

### (検査の内容)

第2 検査は、当該工事の出来形を対象として、関係図書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について、適否の判定を行うものとする。

### (工事実施状況の検査)

第3 工事の実施状況の検査は、出来形管理、品質管理その他の実施状況に関する各種の記録（写真による記録を含む。）と設計図書とを対比し、別表第1に掲げる事項を留意して、施工管理状況及び施工内容の適否の判定を行うものとする。

### (工事の出来形及び品質の検査)

第4 工事の出来形及び品質の検査は、実地に行うものとし、位置、出来形寸法、品質及び出来ばえについて、設計図書と対比して、別表第2及び第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、施工管理の状況を示す資料、出来形図写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

### (出来形部分の数量の確認)

第5 工事の出来形部分の数量は、工事出来形及び品質の検査の結果に基づき、出来形数量計算書により確認するものとする。

### (中間検査)

第6 中間検査は、次の各号に掲げる内容について行うものとする。

- (1) 舗装下部工事
- (2) 重要施設の基礎工事
- (3) 重要施設の配筋工事
- (4) 堰堤下部工事
- (5) 重要な矢板工法のタイロッド工事
- (6) 重要機器の重要部品
- (7) 鉄鋼構築物の仮組
- (8) 土留工、仮締切等本工事仮設物及び用排水施設機械電気設備等工事用仮設物の状況
- (9) 重要設備機器の仮組立、構造、機能、性能
- (10) 設備工事における水没部工事、埋設部工事、充電前確認
- (11) 設備工事における各種試験・測定、試運転
- (12) 設計変更を要する点の有無の確認
- (13) 工事の安全管理状況
- (14) その他発注者が必要と認めた事項

2 工場検査は、平成17年9月1日付け事務連絡「建設工事の施工管理における『工場製品確認』の取扱いについて（通知）」に準じて実施するものとする。

**（機械、電気等設備工事）**

第7 機械、電気等設備工事の検査については、第1から第6による外、別に定める「機械電気設備工事検査基準」を標準として検査を行うものとする。

# 機械電気設備工事検査基準

第1条 請負工事検査の指針（以下「指針」という。）第3条における留意事項は、別表第1に掲げる事項とする。

第2条 指針第4条における出来形寸法及び品質検査の基準は、別表第2及び別表第3に掲げる事項とする。

（附則）

平成25年 4月 1日 改定

別表第1 工事の実施状況の検査留意事項

項 目	関係書類	内 容
1 履行状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書</li> <li>・ 設計図書</li> </ul>	契約履行の状況 指示・承諾・協議事項等の処理内容
2 工場製作状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計図書</li> <li>・ 施工計画書（工場製作編）</li> <li>・ 承諾図書（工場製作編）</li> <li>・ 完成図書</li> <li>・ 工場製作管理記録、試験成績書</li> <li>・ 工事打合簿</li> <li>・ 製作写真</li> </ul>	設計図書の要求事項に対する機器製作の処理状況及び管理状況
3 現場施工状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計図書</li> <li>・ 施工計画書（現地工事編）</li> <li>・ 承諾図書（現地工事編）</li> <li>・ 完成図書</li> <li>・ 施工管理記録、試験成績書</li> <li>・ 工事打合簿</li> <li>・ 工事写真</li> </ul>	設計図書の要求事項に対する現地施工の処理状況及び管理状況
4 工程管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施工程表</li> <li>・ 工事打合簿</li> </ul>	工程管理状況及び進捗状況
5 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書</li> <li>・ 施工計画書</li> <li>・ 工事打合簿</li> </ul>	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容 関係法令の厳守状況、独自の工夫

別表第2 出来形寸法・品質検査基準（機械設備工事）

種 類	検査項目	検査内容	検査方法
機器（単体）	仕様	形式・規格・材質・能力	承諾図書、設計計算書、品質証明により検査し、状況に応じ現地でも照合する。
	外観構造 内部の構造	外観・寸法 各種ボルト 仕上状況及び内外部の欠格	承諾図書、製作管理記録、写真及び目視で検査する。 状況に応じ現地で測定又は検査する。
	据付	施工状況 絶縁抵抗	承諾図書、施工管理記録、段階確認書、写真及び目視で検査する。 状況に応じ現地で測定又は検査する。
	性能確認	性能確認 動作確認	承諾図書、設計計算書、試験成績書、段階確認書で検査する。 状況に応じ現地で試験する。
材 料	仕様	規格・材質	承諾図書、設計計算書、品質証明により検査する。
	外観	外観・寸法・塗装	材料確認書、写真及び目視で検査する。
配管 ダクト	仕様	規格・材質	承諾図書、設計計算書、品質証明により検査する。
	外観	外観・寸法・塗装	材料確認書、写真及び目視で検査する。
	据付	施工状況 気密・漏洩 防火区画の貫通処理	承諾図書、施工管理記録、段階確認書、写真及び目視で検査する。 状況に応じ現地で測定又は検査する。
塗装	材料	塗料の規格・数量	承諾図書、品質証明、材料確認書により検査する。
	素地	ケレン種別	承諾図書、施工管理記録、段階確認書、写真及び目視で検査する。
	外観	塗布回数 塗装膜厚 仕上がり	承諾図書、施工管理記録、段階確認書、写真及び目視で検査する。 状況に応じ現地で測定検査する。
溶接	外観	外観	承諾図書、段階確認書、写真及び目視で検査する。
	非破壊検査	浸透探傷検査 磁粉探傷検査 超音波探傷検査 放射線透過検査	施工管理記録、段階確認書、写真で検査する。
コンクリート 基礎	仕様	コンクリート規格 鉄筋	承諾図書で検査する。
	外観 打設・施工	寸法、仕上がり 鉄筋ピッチ・打設	承諾図書、施工管理記録、段階確認書、写真及び目視で検査する。
法的手続	申請手続き	申請状況	申請書、検査合格書により検査する。

別表第3 出来形寸法・品質検査基準（電気設備工事）

種 類	検査項目	検査内容	検査方法
機器（単体）	仕様	形式・規格・材質・能力	承諾図書、設計計算書、品質証明により検査し、状況に応じ現地でも照合する。
	外観構造 内部の構造	外観・寸法 各種ボルト 仕上状況及び内外部の欠格	承諾図書、製作管理記録、写真及び目視で検査する。 状況に応じ現地で測定又は検査する。
	据付	施工状況 絶縁抵抗 耐圧試験	承諾図書、施工管理記録、段階確認書、写真及び目視で検査する。 状況に応じ現地で測定又は検査する。
	性能確認	動作確認	試験成績書で検査する。
材 料	仕様	規格・材質	承諾図書、設計計算書、品質証明により検査する。
	外観	外観・寸法・塗装	材料確認書、写真及び目視で検査する。
配管・配線	仕様	規格・材質	承諾図書、設計計算書、品質証明により検査する。
	外観	外観・寸法・塗装	材料確認書、写真及び目視で検査する。
	据付	施工状況 絶縁抵抗 耐圧試験 防火区画の貫通処理	承諾図書、施工管理記録、段階確認書、写真及び目視で検査する。 状況に応じ現地で測定又は検査する。
接地	接地	種別 施工状況 接地抵抗	承諾図書、施工管理記録、段階確認書、写真及び目視で検査する。 状況に応じ現地で測定又は検査する。
塗装	材料	塗料の規格・数量	承諾図書、品質証明、材料確認書により検査する。
	素地	ケレン種別	承諾図書、施工管理記録、段階確認書、写真及び目視で検査する。
	外観	塗布回数 塗装膜厚 仕上がり	承諾図書、施工管理記録、段階確認書、写真及び目視で検査する。 状況に応じ現地で測定検査する。
基礎 ピット フリアクセスフロア	仕様	規格・材質	承諾図書、設計計算書、品質証明により検査する。
	外観	外観・寸法 仕上がり	承諾図書、施工管理記録、段階確認書、写真及び目視で検査する。
ハンドホール	仕様	規格・材質	承諾図書、設計計算書、品質証明により検査する。
	外観	外観・寸法 仕上がり	承諾図書、施工管理記録、段階確認書、写真及び目視で検査する。
法的手続	申請手続き	申請状況	申請書、検査合格書により検査する。